平成２３年（フ）第３７６号
愛媛県東温市南方608番地１　下沖団地304号
債務者　岡本　悦夫
１　決定年月日時　平成23年９月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第６６号
福岡県鞍手郡鞍手町大字新延1340番地９
債務者　池浦　昭子
１　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第９２号
福岡県田川郡香春町大字中津原1036番地５
債務者　瀧頭　清貴
１　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第２３５号
佐賀県佐賀市鍋島町大字森田419番地１
債務者　中村　久子
１　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４９号
佐賀県佐賀市本庄町大字本庄391番地１
債務者　相良　晃央
１　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５０号
佐賀県佐賀市北川副町大字光法1499番地１
債務者　城谷真由美
１　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５２号
佐賀県佐賀市大財６丁目６番23号
債務者　岡崎さつき
１　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５４号
佐賀県佐賀市嘉瀬町大字扇町2230番地20
債務者　白岩トミエ
１　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５８号
佐賀県佐賀市松原３丁目２番２号
債務者　大串　　博
１　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６１号
佐賀県佐賀市木原２丁目23番13号
債務者　江里口結納店こと　江里口忠雄
１　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６２号
佐賀県佐賀市木原２丁目23番13号
債務者　江里口美枝
１　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７１号
佐賀県佐賀市多布施４丁目17番531号
債務者　今村まゆみ
１　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７２号
佐賀県三養基郡基山町大字宮浦991番地１
債務者　江口　勝利
１　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７７号
佐賀県佐賀市鍋島５丁目10番35号
債務者　青木　孝光
１　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８０号
佐賀県佐賀市新郷本町２番７号
債務者　光井　常子
１　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４８号
宮崎県北諸県郡三股町稗田７番地15
債務者　井上　厚子
１　決定年月日時　平成23年９月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第３７３号
沖縄県豊見城市字平良240番地170　メゾン南風201号室
債務者　瀬名波　文（旧姓友利）
１　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第８２号
岩手県北上市鬼柳町荒堰46番地１、前住所岩手県北上市九年橋３丁目５番25号　シュパーブＢ―105号
債務者　高橋　俊英
１　決定年月日時　平成23年９月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
盛岡地方裁判所花巻支部